

環境省令第三号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第四十六号）の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う環境省関係省令の整備に関する省令を次のように定める。

平成二十七年二月二十日

環境大臣 望月 義夫

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う環境省関係省令の整備に関する省令

（鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則の一部改正）

第一条 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成十四年環境省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則

第一条中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（）」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）」に改める。

第一条の次に次の二条を加える。

（希少鳥獣）

第一条の二 法第二条第四項の環境省令で定める鳥獣は、別表第二に掲げる鳥獣とする。

（指定管理鳥獣）

第一条の三 法第二条第五項の環境省令で定める鳥獣は、イノシシ（スス・スクロファ）及びニホンジカ

（ケルヴス・ニポン）とする。

第二条（見出しを含む。）中「第二条第二項」を「第二条第六項」に改める。

第三条中「第二条第三項」を「第二条第七項」に改める。

第四条を次のように改める。

第四条 削除

第五条中第一号及び第二号を削り、第三号から第七号までを二号ずつ繰り上げ、第八号中「鳥獣の保護

その他公益上」を「公益上」に改め、同号を同条第六号とする。

第七条第一項第九号中「第四条第一項第一号」を「第四条第一項」に改め、「交付年月日」の下に「当該許可が同項第二号の規定によるものである場合にあつては、銃砲刀剣類所持等取締法施行規則（昭和三十三年総理府令第十六号）第五条第二項に定める人命救助等に従事する者届出済証明書の番号及び交付年月日を含む。」を加える。

第十一条第四項中「第十二条第二項」の下に「及び第三項」を加える。

第十三条の次に次の八条を加える。

（国指定鳥獣保護区における指定管理鳥獣捕獲等事業の結果の報告）

第十三条の二 法第十四条の二第三項の規定による報告は、鳥獣の捕獲等をした場所、その捕獲等をした鳥獣の種類別の員数及び処置の概要について行うものとする。

（国の機関による指定管理鳥獣捕獲等事業の実施）

第十三条の三 法第十四条の二第五項前段の規定による国の機関が実施する指定管理鳥獣捕獲等事業は、

国の機関が管理する区域内において、当該国の機関が当該区域を管理するために必要があると認めると

きに実施することができる。

(指定管理鳥獣捕獲等事業を実施しようとする国の機関の確認)

第十三条の四 法第十四条の二第五項の規定による確認を受けようとする国の機関は、実施しようとする指定管理鳥獣捕獲等事業について法第十四条の二第二項各号に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出するものとする。

2 前項の申請書には、実施区域を明らかにした図面を添えなければならない。

3 都道府県知事は、第一項の確認を受けようとする国の機関に対し同項の申請書及び前項の図面のほか必要と認める書類の提出を求めることができる。

(国の機関が実施する指定管理鳥獣捕獲等事業の結果の通知)

第十三条の五 法第十四条の二第六項の規定による通知は、鳥獣の捕獲等をした場所、その捕獲等をした鳥獣の種類別の員数、処置の概要その他都道府県知事が必要と認める事項について行うものとする。

(指定管理鳥獣捕獲等事業を委託することができる者)

第十三条の六 法第十四条の二第七項の環境省令で定める者は、法人であつて、認定鳥獣捕獲等事業者と

同等以上の技能及び知識並びに安全管理を図るための体制を有し、委託しようとする指定管理鳥獣捕獲等事業を適正かつ効率的に実施できると認められるものとする。

(指定管理鳥獣捕獲等事業として鳥獣の放置が認められる場合)

第十三条の七 法第十四条の二第八項第一号の環境省令で定める場合は、捕獲等をした鳥獣を当該捕獲等をした場所に放置することによって、指定管理鳥獣捕獲等事業が特に効果的に行われると認められる場合であつて、銃猟にあつては非鉛弾を使用し、放置した鳥獣又は放置した鳥獣が誘引した鳥獣等により生態系、住民の安全、生活環境又は地域の産業に支障を及ぼすおそれがないときとする。

(夜間銃猟に係る確認等)

第十三条の八 法第十四条の二第八項第二号の規定による確認を受けようとする認定鳥獣捕獲等事業者は、次項に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出するものとする。

2 法第十四条の二第八項第二号の環境省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 夜間銃猟の実施日時

二 夜間銃猟の実施区域

三 夜間銃猟の実施方法及び実施体制

四 夜間銃猟をする者

五 住民の安全の確保のために特に必要な措置及び周辺地域への注意喚起の方法

3 第一項の申請書には、次に掲げる図面を添えなければならない。

一 夜間銃猟をしようとする区域を明らかにした図面

二 射撃場所、射撃方向その他夜間銃猟の安全性を確認するために必要な事項を明らかにした図面

4 都道府県知事は、第一項の確認を受けようとする者に対し同項の申請書及び前項の図面のほか必要と認める書類の提出を求めることができる。

(指定管理鳥獣捕獲等事業に従事する者に対する従事者証の交付の申請等)

第十三条の九 法第十四条の二第九項の規定により読み替えて適用する法第九条第八項の規定による従事者証の交付の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出して行うものとする。

一 申請者の主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名

二 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施期間及び実施区域

- 三 指定管理鳥獣捕獲等事業に従事する者の住所、氏名、職業及び生年月日
- 二 都道府県知事は、前項の申請をしようとする者に対し同項の申請書のほか必要と認める書類の提出を求めることができる。
- 三 法第十四条の二第九項の規定により読み替えて適用する法第九条第八項の従事者証の様式は、様式第二の三のとおりとする。
- 四 法第十四条の二第九項の規定により読み替えて適用する法第九条第九項の規定による従事者証の再交付の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を、交付を受けた都道府県知事に提出して行うものとする。
 - 一 申請者の主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名
 - 二 従事者証の番号
 - 三 従事者証を亡失し、又は従事者証が滅失した事情
- 五 法第十四条の二第九項の規定により許可を受けた者とみなされた者は、主たる事務所の所在地、名称又は代表者の氏名を変更したときは、二週間以内にその旨を交付を受けた都道府県知事に届け出なければ

ばならない。

6 法第十四条の二第九項の規定により許可を受けた者とみなされた者は、従事者証に記載された者の住所又は氏名に変更があつたときは、二週間以内にその旨を交付を受けた都道府県知事に届け出なければならぬ。

7 法第十四条の二第九項の規定により許可を受けた者とみなされた者は、従事者証を亡失した者があるときは、書面をもつて遅滞なくその旨を交付を受けた都道府県知事に届け出なければならない。ただし、第四項の申請をした場合は、この限りでない。

8 法第十四条の二第九項の規定により読み替えて適用する法第九条第八項の規定による従事者証は、法第十四条の二第九項の規定により読み替えて適用する法第九条第十一項第三号に該当することとなつた場合はその日から起算して三十日を経過する日までの間に、法第十四条の二第九項の規定により読み替えて適用する法第九条第十一項第四号に該当することとなつた場合は速やかに、交付を受けた都道府県知事に返納しなければならない。

9 法第十四条の二第九項の規定により適用する法第九条第十二項の環境省令で定める猟具は、網及びわ

なとする。

10 法第十四条の二第九項の規定により適用する法第九条第十二項の環境省令で定める事項は、従事者証の交付を受けた都道府県知事名（法第十四条の二第七項の規定による委託を受けた者にあつては、従事者証の交付を受けた都道府県知事名及び委託した都道府県又は国の機関の名称）、指定管理鳥獣捕獲等事業の実施期間及び捕獲等をしようとする鳥獣の種類とする。

11 前項の事項は、金属製又はプラスチック製の標識に、一字の大きさが縦一・〇センチメートル以上、横一・〇センチメートル以上の文字で記載しなければならない。

第十五条第一項中「第十五条第四項」を「第十五条第四項ただし書」に改める。

第十九条の次に次の十二条を加える。

（鳥獣捕獲等事業の認定の申請等）

第十九条の二 法第十八条の三第一項に規定する申請書は、法第十八条の二の認定（以下単に「認定」という。）を受けようとする者の主たる事業所の所在地又は鳥獣捕獲等事業としてする鳥獣の捕獲等を実施する主たる地域を管轄する都道府県知事に提出して行うものとする。

2 法第十八条の三第二項の環境省令で定める書類は、次に掲げるものとする。

一 法人の定款又は寄附行為及び登記事項証明書

二 役員及び次条に規定する事業管理責任者（以下「役員等」という。）の住所、本籍、氏名、生年月日及び役職を記載した名簿

三 雇用契約書の写しその他申請者の次条に規定する事業管理責任者に対する使用関係を証する書類

四 鳥獣捕獲等事業の実施に係る安全管理規程

五 次条に規定する事業管理責任者が第十九条の四第一項第二号イ及びロに掲げる事項を実施する旨を誓約する書面

六 次条に規定する事業管理責任者及び鳥獣捕獲等事業において鳥獣の捕獲等に従事する者（以下「捕獲従事者」という。）の狩猟免状の写し

七 銃器を使用して鳥獣の捕獲等をしようとする場合にあつては、当該銃器の所持について捕獲従事者が現に受けている銃砲刀剣類所持等取締法第四条第一項の規定による許可に係る許可証の写し（当該許可が同項第二号の規定によるものである場合にあつては、銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第五条

第二項に定める人命救助等に従事する者届出済証明書の写しを含む。）

八 次条に規定する事業管理責任者及び捕獲従事者が受講した第十九条の四第一項第六号に定める知識を含む救命講習の修了証の写し又はこれに類する書類

九 次条に規定する事業管理責任者及び捕獲従事者が受講した次に掲げる講習の修了証の写し若しくはこれに類する書類並びに講習の内容及び時間を記した書類（イ又はロに掲げる講習を修了した者と同等の知識及び技能を有する者にあつては、その旨を証する書類）

イ 鳥獣の捕獲等（夜間銃猟を除く。）をする際の安全管理に関する講習（以下「安全管理講習」という。）

ロ 適正かつ効率的に鳥獣の捕獲等をするために必要な技能及び知識に関する講習（以下「技能知識講習」という。）

ハ 法第十八条の五第一項第二号の基準に適合する旨の認定を受けようとする場合にあつては、夜間銃猟をする際の安全管理に関する講習（以下「夜間銃猟安全管理講習」という。）

十 夜間銃猟をする捕獲従事者の技能が第十九条の五第一項第二号の基準に適合することを証する書類

十一 第十九条の七に規定する研修に関する計画書

十二 第十九条の八第一号に規定する実績に関する書類（鳥獣の捕獲等の発注者の氏名又は名称、鳥獣の種類、実施期間、実施区域、捕獲等の方法及び捕獲数を記した書類並びに過去三年以内に実施した鳥獣の捕獲等において発生した全ての事故に関する報告書を含む。）

十三 役員等が第十九条の八第三号イからホまでに該当しない者であることを誓約する書面

十四 第十九条の八第四号に規定する損害保険契約書の写し

十五 申請者が法第十八条の四各号に該当しない者であることを誓約する書面

3 都道府県知事は、認定を受けようとする者に対し法第十八条の三第一項の申請書及び前項各号に掲げる書類のほか必要と認める書類の提出を求めることができる。

（事業管理責任者の選任）

第十九条の三 認定を受けようとする者は、鳥獣捕獲等事業の実施に係る安全管理を図るための体制の確保及び鳥獣捕獲等事業に従事する者（以下「事業従事者」という。）に対する研修に関する責任者（以下「事業管理責任者」という。）を自己の雇用する者の中から選任しなければならない。

(安全管理体制に係る認定基準等)

第十九条の四 法第十八条の五第一項第一号の環境省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 次に掲げる事項を記載した鳥獣捕獲等事業の実施に係る安全管理規程を有すること。

イ 鳥獣捕獲等事業の実施時の連絡体制図(緊急時の連絡方法を含む。)

ロ 鳥獣捕獲等事業を実施する際の安全の確保のための配慮事項(第六号に定める知識を有する捕獲従事者の配置に関する事項を含む。)

ハ 猟具の定期的な点検計画及び安全な取扱いに関する事項

ニ 銃器を使用する場合にあつては、イからハまでに掲げる事項のほか、次の(1)及び(2)に掲げる事項

(1) 射撃場における射撃を捕獲従事者に一年間に二回以上実施させることに関する事項

(2) 銃器の保管及び使用に関する事項(捕獲従事者が、銃砲刀剣類所持等取締法第五条の二第四項

第一号に定める事業に対する被害を防止するためライフル銃による獣類の捕獲を必要とする者としてライフルを所持する場合にあつては、当該ライフル銃の保管及び使用に関する事項を含む。)

ホ 事業従事者の心身の健康状態の把握に関する事項(視力、聴力及び運動能力の把握に関する事項

を含む。)

へ その他必要な事項

二 事業管理責任者に次に掲げる業務を行わせること。

イ 前号に規定する安全管理規程について、随時必要な改善を図ること。

ロ 前号に規定する安全管理規程をはじめとする鳥獣捕獲等事業の実施に係る安全管理に関する事項について、事業従事者への周知を徹底し、遵守させること。

三 事業管理責任者にあつては認定を受けようとする鳥獣捕獲等事業において用いる猟法の種類に応じた狩猟免許を、捕獲従事者にあつては鳥獣捕獲等事業としてする鳥獣の捕獲等のうち自らが従事するものにおいて用いる猟法に係る狩猟免許を受けていること。

四 銃器を使用して鳥獣の捕獲等をする場合にあつては、銃器を使用する捕獲従事者が前号の狩猟免許の種類に応じた銃器を所持していること。

五 事業管理責任者及び捕獲従事者が、安全管理講習として、安全管理に必要な法令、事故の防止、住民の安全の確保、猟具の安全な取扱い及び定期的な点検に関する知識等について五時間以上の講習を

修了していること。ただし、当該講習を修了した者と同等の知識を有する者については、この限りでない。

六 事業管理責任者及び半数以上の捕獲従事者が、救急救命に関する知識（心肺蘇生、外傷の応急手当、搬送法等を含む。）を有すること。

2 事業従事者（前項第五号に該当する者を除く。）は、前項第五号に規定する講習を修了するよう努めなければならない。

3 事業従事者（前項第六号に該当する者を除く。）は、前項第六号に定める知識を有するよう努めなければならない。

（夜間銃猟をする際の安全管理体制に係る認定基準等）

第十九条の五 法第十八条の五第一項第二号の環境省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 次に掲げる事項を記載した夜間銃猟の実施に係る安全管理規程を有すること。

イ 前条第一項第一号八からホまでに掲げる事項

ロ 夜間銃猟をする際の連絡体制図（緊急時の連絡方法を含む。）

八 夜間銃猟をする際の安全の確保のための配慮事項（前条第一項第六号に定める知識を有する捕獲従事者の配置に関する事項及び夜間銃猟をする際の銃器の使用に関する事項を含む。）

二 夜間銃猟をする際の住民への事前の周知方法、実施区域周辺における案内、誘導等の方法
ホ その他必要な事項

二 捕獲従事者（夜間銃猟に従事する者に限る。第三号において同じ。）の夜間銃猟をする際の安全の確保に関する技能が、環境大臣が告示で定める要件を満たすこと。

三 事業管理責任者及び捕獲従事者が、夜間銃猟安全管理講習として、夜間銃猟をする際の安全の確保に関する知識等について、五時間以上の講習を修了していること。

2 夜間銃猟に携わる事業従事者（前項第三号に該当する者を除く。）は、前項第三号に規定する講習を修了するよう努めなければならない。

（技能知識に係る認定基準等）

第十九条の六 法第十八条の五第一項第三号の環境省令で定める基準は、事業管理責任者及び捕獲従事者が、技能知識講習として、鳥獣の保護又は管理に関連する法令、科学的かつ計画的な鳥獣の管理、鳥獣

の生態、適正かつ効率的な捕獲手法及び捕獲個体の処分方法等について、五時間以上の講習を修了していることとする。ただし、当該講習を修了した者と同等の知識及び技能を有する者については、この限りでない。

2 事業従事者（前項に該当する者を除く。）は、前項に規定する講習を修了するよう努めなければならない。

（事業従事者に対する研修に係る審査）

第十九条の七 都道府県知事は、法第十八条の五第一項第四号に規定する研修の内容が同号の基準に適合するものであるかどうかを審査するときは、事業従事者に対する研修の内容が次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。

- 一 捕獲従事者に対する研修が、毎年五時間以上実施されるものであること。
- 二 事業管理責任者が、研修計画を定め、随時必要な改善を図ること。
- 三 研修計画に定める研修の内容が、適正かつ効率的に鳥獣の捕獲等をするために必要な技能及び知識の維持向上に適切かつ十分なものであること。

四 事業管理責任者が、研修が適切に実施されるよう監督すること。

2 鳥獣捕獲等事業者は、事業従事者（捕獲従事者を除く。）に対し、毎年五時間以上の研修を実施するよう努めなければならない。

（その他の認定基準等）

第十九条の八 法第十八条の五第一項第五号の環境省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 申請者が、申請日以前三年の間に、認定を受けようとする鳥獣捕獲等事業において用いる猟法（法定猟法に限る。）により、認定を受けようとする鳥獣捕獲等事業において対象とする種の捕獲等を実施した実績を有すること。

二 前号の捕獲等が適切に実施されていること。

三 申請者の役員等が次のいずれにも該当しないこと。

イ 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの

ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から三年を経過しない者

- 八 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。第三十二条の三第七項及び第三十二条の十一第一項を除く。）の規定に違反し、又は刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の二、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律（大正十五年法律第六十号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から三年を経過しない者
- 二 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から三年を経過しない者（以下この号において「暴力団員等」という。）
- ホ 暴力団員等がその事業活動を支配する者
- 四 捕獲従事者が、一又は複数の損害保険契約（損害保険会社が損害の填補を約する保険契約をいう。以下この号において同じ。）であって次に掲げる要件を満たすものの被保険者であること。
- イ 申請者が契約者であること。ただし、捕獲従事者が一部又は全ての損害保険契約の契約者であることを妨げない。

ロ 鳥獣捕獲等事業としてする鳥獣の捕獲等に起因する事故のために他人の生命又は身体を害したることによつて生じた法律上の損害賠償責任を負うことによつて被る損害に係る損害保険契約であること。

ハ 保険金額（捕獲従事者が複数の損害保険契約の被保険者である場合にあつては、各損害保険契約に係る保険金額の合計額）が、銃猟に係る損害に係るものにあつては一億円以上、網猟及びわな猟に係る損害に係るものにあつては三千万円以上であること。

五 申請者が、鳥獣捕獲等事業で用いる猟法ごとに捕獲従事者を原則として四人以上有すること。ただし、ニホンザル（マカカ・フスカタ）、ヒグマ（ウルスス・アルクトス）、ツキノワグマ（ウルスス・テイベタヌス）、イノシシ（スス・スクロファ）及びニホンジカ（ケルヴス・ニポン）を対象とする鳥獣捕獲等事業であつて装薬銃を使用するものを実施する場合にあつては、装薬銃を使用する捕獲従事者を原則として十人以上有すること。

（認定証）

第十九条の九 都道府県知事は、認定をしたときは、認定証を交付しなければならない。

- 2 前項の認定証（以下「認定証」という。）の様式は、様式第四の二のとおりとする。
 - 3 認定証の交付を受けた者は、認定証を亡失し、又は認定証が滅失したときは、交付を受けた都道府県知事に申請をして、認定証の再交付を受けることができる。
 - 4 前項の規定による認定証の再交付の申請は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を提出して行うものとする。
 - 一 申請者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 - 二 認定証の番号及び交付年月日
 - 三 認定証を亡失し、又は認定証が滅失した事情
 - 5 認定証の交付を受けた者は、その名称及び住所並びに代表者の氏名を変更したときは、二週間以内にその旨を交付を受けた都道府県知事に届け出なければならない。
 - 6 認定証の交付を受けた者は、これを亡失したときは、書面をもって遅滞なくその旨を交付を受けた都道府県知事に届け出なければならない。ただし、第四項の申請をした場合は、この限りではない。
- （変更の認定を要しない軽微な変更）

第十九条の十 法第十八条の七第一項ただし書の環境省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

一 法第十八条の三第一項第二号に掲げる事項の変更（捕獲等をする鳥獣の種類又はその方法の追加に係る変更を除く。）

二 法第十八条の三第一項第三号に掲げる事項のうち捕獲従事者に係る変更（次のイ及びロに掲げるものを除く。）であつて、変更後も捕獲従事者の数が第十九条の四第一項第六号及び第十九条の八第五号の基準に適合することが明らかなもの

イ 捕獲従事者の追加に係る変更

ロ 捕獲従事者の狩猟免許の種類に係る変更

（変更の認定の申請、基準、認定証等）

第十九条の十一 法第十八条の七第二項において準用する法第十八条の三第一項に規定する申請書は、認定証の交付を受けた都道府県知事に提出して行うものとする。

2 申請者は、法第十八条の三第二号から第五号までに掲げる事項のうち変更がない事項の記載を省略することができる。

3 法第十八条の七第二項において準用する法第十八条の三第一項第六号の環境省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 認定証の番号及び交付年月日

二 変更の内容

三 変更しようとする年月日

四 変更の理由

4 法第十八条の七第二項において準用する法第十八条の三第二項の環境省令で定める書類は、変更に係る第十九条の二第二項各号に掲げる書類とする。

5 第十九条の二第三項及び第十九条の三から第十九条の九までの規定は、法第十八条の七第一項の変更の認定について準用する。

(変更の認定を要しない軽微な変更の届出)

第十九条の十二 法第十八条の七第三項の規定による届出は、次の各号に掲げる事項を記載した届出書を認定証の交付を受けた都道府県知事に提出して行うものとする。この場合において、当該変更が第十九

条の二第二項各号に掲げる書類の変更を伴うときは、当該変更後の書類を添付しなければならない。

一 変更前の名称及び住所並びに代表者の氏名

二 認定証の番号及び交付年月日

三 変更の内容

四 変更の年月日

五 変更の理由

2 法第十八条の七第三項の規定による届出をする場合において、当該届出に係る事項が認定証の記載事項に該当するときは、その書換えを受けることができる。

(認定の有効期間の更新)

第十九条の十三 法第十八条の八第六項において準用する法第十八条の三第一項に規定する申請書(第四項において単に「申請書」という。)は、法第十八条の八第二項の有効期間の更新を受けようとする者の主たる事業所の所在地又は鳥獣捕獲等事業としてする鳥獣の捕獲等を実施する主たる地域を管轄する都道府県知事に提出して行うものとする。

2 法第十八条の八第六項において準用する法第十八条の三第一項第六号の環境省令で定める事項は、認定証の番号及び交付年月日とする。

3 法第十八条の八第六項において準用する法第十八条の三第二項の環境省令で定める書類は、第十九条の二第二項各号に掲げる書類のほか、法第十八条の五第一項第四号に規定する研修の実施状況に関する報告書とする。

4 都道府県知事は、法第十八条の八第二項の有効期間の更新を受けようとする者に対し、申請書及び前項に定める書類のほか必要と認める書類の提出を求めることができる。

第三十六条中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行令（）」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行令（平成十四年政令第三百九十一号。）」に改める。

第四十六条第一項第八号中「第四条第一項第二号」を「第四条第一項」に改め、「許可」の下に「（以下この号において「所持の許可」という。）」を、「交付年月日」の下に「（所持の許可を受けた者以外の者が当該所持の許可を受けた者の監督の下に麻醉銃猟を実施する場合にあつては、銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第五条第二項に定める人命救助等に従事する者届出済証明書の番号及び交付年月日を含む。）

」を加える。

第四十六条の次に次の一条を加える。

(住居集合地域等における麻醉銃猟の許可の申請等)

第四十六条の二 法第三十八条の二第二項の規定による許可の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出して行うものとする。

- 一 申請者の住所、氏名、職業及び生年月日
- 二 使用する麻醉薬の名称及び量
- 三 住居集合地域等において麻醉銃猟をしなければならない理由
- 四 捕獲等をしようとする期間及び区域
- 五 捕獲等をしようとする鳥獣の種類及び数量
- 六 危害の防止のための措置
- 七 使用する麻醉銃の所持につき、申請者が現に受けている銃砲刀剣類所持等取締法第四条第一項の規定による許可(以下この号において「所持の許可」という。)に係る許可証の番号及び交付年月日)

所持の許可を受けた者以外の者が当該所持の許可を受けた者の監督の下に麻酔銃猟を実施する場合にあっては、銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第五条第二項に定める人命救助等に従事する者届出済証明書の番号及び交付年月日を含む。）

2 都道府県知事は、前項の申請をしようとする者に対し同項の申請書のほか必要と認める書類の提出を求めることができる。

3 法第三十八条の二第六項の麻酔銃猟許可証の様式は、様式第十五の二のとおりとする。

4 法第三十八条の二第七項の規定による麻酔銃猟許可証の再交付の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出して行うものとする。

一 申請者の住所、氏名、職業及び生年月日

二 麻酔銃猟許可証の番号

三 麻酔銃猟許可証を亡失し、又は麻酔銃猟許可証が滅失した事情

5 麻酔銃猟許可証の交付を受けた者は、その氏名又は住所を変更したときは、二週間以内にその旨を交付を受けた都道府県知事に届け出なければならない。

6 麻醉銃猟許可証の交付を受けた者は、これを亡失したときは、書面をもって遅滞なくその旨を交付を受けた都道府県知事に届け出なければならない。ただし、第四項の申請をした場合は、この限りでない。

7 麻醉銃猟許可証は、法第三十八条の二第九項第一号又は第二号に該当することとなった場合はその日から起算して三十日を経過する日までの間に、同項第三号に該当することとなった場合は速やかに、交付を受けた都道府県知事に返納しなければならない。

第五十四条中「保護及び」の下に「管理並びに」を加え、「保護管理」を「保護及び管理」に改める。

第五十九条の次に次の一条を加える。

（狩猟について必要な適性の確認方法）

第五十九条の二 法第五十一条第二項ただし書の環境省令で定める方法は、狩猟免許の更新の申請書に、認定鳥獣捕獲等事業者が作成した次に掲げる事項を記載した書面を添付させ、その内容を確認することとする。

- 一 対象となる事業従事者の氏名
- 二 適性を有することを確認した日

三 適性を有することを確認した方法及びその結果

第六十条第三項中「適性検査」の下に、「又は法第五十一条第二項ただし書の規定による確認」を加える。

第六十一条第一項中「保護及び」の下に「管理並びに」を加え、「保護管理」を「保護及び管理」に改める。

第六十五条第九項第三号中「若しくは」を「又は」に改める。

第六十六条第四項中「第五十七条第一項」の下に「各号」を加え、「行った」を「与えた」に改める。

第七十五条第一号及び第七十六条第一項中「生育」を「生息」に改める。

第七十七条中「第七十五条第四項」を「第七十五条第五項」に改める。

第七十八条第二項中「保護管理」を「保護又は管理」に改める。

第七十九条中「第二条第六項」を「第二条第十項」に改める。

第八十条中「第二号」を「第一号、第二号、第四号」に、「第三号」を「第六号」に、「第四号」を「第七号」に、「第八号、第十号」を「第十一条、第十三号」に、「及び第十一号」を「、第十四号及び第十五号」に改め、第十二号から第十九号までの各号を四号ずつ繰り下げ、第十一号を第十四号とし、同号

の次に次の一号を加える。

十五 法第七十五条の二に規定する権限

第八十条中第三号から第十号までの各号を三号ずつ繰り下げ、第二号を第四号とし、同号の次に次の一号を加える。

五 法第十四条の二第三項に規定する権限

第八十条中第一号を第三号とし、同号の前に次の二号を加える。

一 法第七条の三第四項（法第七条の四第三項において準用する場合を含む。）及び同条第五項において読み替えて準用する法第七条第五項及び第七項に規定する権限

二 法七条の四第三項において読み替えて準用する法第七条第五項及び第七項に規定する権限

様式第一（表面）中「鳥獣保護員」を「鳥獣保護管理員」、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」と改める。

様式第二中「鳥獣保護員」を「鳥獣保護管理員」、「従事者証は、その効力を失った日から」を「許可を受けた者は、この従事者証を、その効力が失われた日から」と改める。

様式第二の二中「証票和鑑」を「証票和鑑略」に改め、同様式の次に次の一様式を加える。

様式第三中「~~〇〇〇〇〇〇〇〇~~」を「~~〇〇〇〇〇〇〇〇~~」に改める。

様式第四の次に次の一様式を加える。

様式第4の2（第19条の9第2項関係）

第 号

認 定 証
（鳥獣捕獲等事業の認定）

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第18条の2の認定をする。
よってこの証を交付する。

年 月 日

都道府県知事 印

有効期間 年 月 日まで

法人	名 称	
	住 所	〒 電話番号
	代表者の氏名	
事業管理責任者の氏名		
事業の内容	捕獲等をする鳥獣の種類及びその方法	
	夜間銃猟をする際の安全管理を図るための体制が基準に適合する場合はその旨	

注意事項

- この認定証は、認定鳥獣捕獲等事業者として事業を受託する場合に、必要に応じて提示しなければならない。かつ、他人に使用させてはならない。
- この認定証は、国若しくは地方公共団体の権限ある職員、警察官又は鳥獣保護管理員その他関係者が提示を求めたときは、これを拒んではならない。

備 考

- 「事業の内容」のうち、「捕獲等をする鳥獣の種類及びその方法」の組み合わせが複数ある場合は、全て記載すること。方法については、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第二条に定める銃器、網又はわなを使用する4つの猟法（銃器（装薬銃）、銃器（空気銃）、網、わな）から該当する猟法を記載するものとする。
- 「事業の内容」のうち、「夜間銃猟をする際の安全管理を図るための体制が基準に適合する場合はその旨」の欄には、法18条の5第1項第2号の基準に適合する場合に限って、「適合」と記載すること。
- 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

様式第六（裏面）中「鳥獣保護」を「鳥獣保護管理」に改める。

様式第七中「Wildlife Protection and Appropriate Hunting Law」を「Protection and Control of Wild Birds and Mammals and Hunting Management Law」に改める。

様式第十一中「特定鳥獣」を「第一種特定鳥獣」に改める。

様式第十二及び様式第十五中「鳥獣」を「鳥獣」に改め、同様式の次に次の一様式を加える。

様式第15の2（第46条の2第3項関係）

<p>第 年 月 日 号</p> <p>有効期間 年 月 日から 年 月 日まで</p> <p>麻酔銃猟許可証 (住居集合地域等における麻酔銃猟)</p> <p>都道府県知事 印</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">住 所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>氏 名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>生 年 月 日</td> <td></td> </tr> <tr> <td>使用する麻酔薬 の名称及び量</td> <td></td> </tr> <tr> <td>区 域</td> <td></td> </tr> <tr> <td>鳥 獣 の 種 類 及 び 数 量</td> <td></td> </tr> <tr> <td>条 件</td> <td></td> </tr> </table>	住 所		氏 名		生 年 月 日		使用する麻酔薬 の名称及び量		区 域		鳥 獣 の 種 類 及 び 数 量		条 件		<p>注 意 事 項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 この許可証は、住居集合地域等において麻酔銃猟により鳥獣の捕獲等を行うに際しては必ず携帯しなければならない、かつ、他人に使用させてはならない。 2 この許可証は、国若しくは地方公共団体の権限ある職員、警察官又は鳥獣保護管理員その他関係者が提示を求めたときは、これを拒んではならない。 3 この許可証は、その効力を失った日から30日以内に、交付を受けた都道府県知事に返納しなければならない。
住 所															
氏 名															
生 年 月 日															
使用する麻酔薬 の名称及び量															
区 域															
鳥 獣 の 種 類 及 び 数 量															
条 件															

備考 用紙の大きさは、やむを得ない場合を除き、25cm×17.6cmとし、4つ折り等により容易に携帯できるようにすること。

様式第十六号「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」や「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」並びに「効力停止」並びに「記載すること。」並びに「記載すること。」並びに「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法令摘要」並びに「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法令摘要」に定める。

様式第十七号(表回)号「鳥獣保護員」並びに「鳥獣保護管理員」並びに「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」並びに「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に定める。

様式第十九備考中「特定鳥獣」並びに「第二種特定鳥獣」に定める。

様式第二十一を次のように改める。

(裏面)

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律抜すい

第75条 環境大臣又は都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、第9条第1項の許可を受けた者、認定鳥獣捕獲等事業者、鳥獣(その加工品を含む。)若しくは鳥類の卵の販売、輸出、輸入若しくは加工をしようとする者、特別保護地区の区域内において第29条第7項各号に掲げる行為をした者、狩猟免許を受けた者若しくは狩猟者登録を受けた者又は猟区設定者に対し、その行為の実施状況その他必要な事項について報告を求めることができる。

2 環境大臣又は都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、特別保護地区の区域内において第29条第7項各号に掲げる行為をした者が所有し、又は占有する土地に立ち入り、その者がした行為の実施状況について検査させ、若しくは関係者に質問させ、又はその行為が鳥獣の保護若しくは鳥獣の生息地の保護に及ぼす影響について調査をさせることができる。

3 環境大臣又は都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、鳥獣保護区、休猟区、猟区、店舗その他の必要な場所に立ち入り、狩猟をする者その他の者の所持する鳥獣(その加工品を含む。)又は鳥類の卵を検査させることができる。

4 都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、認定鳥獣捕獲等事業者の事務所その他の必要な場所に立ち入り、認定鳥獣捕獲等事業の実施状況又は帳簿、書類その他の物件について検査させ、又は関係者に質問させることができる。

5 第2項の規定による立入検査若しくは立入調査又は前二項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

6 第1項から第4項までの規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第86条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。
(1)～(8) (略)
(9) 第75条第2項の規定による立入検査若しくは立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
(10) (略)

(表面)

第 号

交付年月日 年 月 日
使用期限 年 月 日

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律
第75条第5項の規定による身分証明書

官職、氏名及び生年月日

写 真

環 境 大 臣
(都道府県知事) 印

備考 この身分証明書の大きさは、原則として日本工業規格A6とすること。

様式第二十一(第七十七条関係)

様式第二十二（表面）中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改め、同様式（裏面）中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に、「（1）・（2）」を「（1）～（2）の2」に、「第25条第6項又は第37条第10項」を「第25条第6項、第37条第10項又は第38条の2第10項」に改め、「第15条第10項」の「ト」に「第18条の6第2項」を加える。

（自然公園法施行規則の一部改正）

第二条 自然公園法施行規則（昭和三十二年厚生省令第四十一号）を次のように改める。

第十二条第十七号の十三、第十七号の十四及び第二十七号の十中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改め、同号の次に次の二号を加える。

二十七の十の二 国立公園において鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第十四条の二第五項の規定により環境省が実施する指定管理鳥獣捕獲等事業又は同条第七項の規定により環境省から委託を受けた指定管理鳥獣捕獲等事業として鳥獣を捕獲し、又は殺傷すること。

二十七の十の三 国立公園の区域のうち国指定鳥獣保護区内において、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第十四条の二第四項において読み替えて準用する同法第七条第六項の規定により環境大臣に協議し、その同意を得た指定管理鳥獣捕獲等事業又は当該指定管理鳥獣捕獲等事業の全部又は一部であつて同条第七項の規定により都道府県から委託を受けたものとして鳥獣を捕獲し、又は殺傷すること。

第十二条第二十七号の十一から第二十七号の十三までの規定中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改め、同号の次に次の二号を加える。

二十七の十三の二 国立公園において鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第十四条の二第一項の規定により都道府県が実施する指定管理鳥獣捕獲等事業又は同条第七項の規定により都道府県から委託を受けた指定管理鳥獣捕獲等事業として鳥獣を捕獲し、又は殺傷すること。

二十七の十三の三 国立公園において鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第十四条の二第五項の規定により国の機関が実施する指定管理鳥獣捕獲等事業又は同条第七項の規定により国の機関から委託を受けた指定管理鳥獣捕獲等事業として鳥獣を捕獲し、又は殺傷すること。

第十二条第二十七号の十四中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改める。

(自然環境保全法施行規則等の一部改正)

第三条 次に掲げる省令の規定中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改める。

一 自然環境保全法施行規則（昭和四十八年総理府令第六十二号）第十八条第九号

二 湖沼水質保全特別措置法施行規則（昭和六十年総理府令第七号）第十五条第七号

三 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行規則（平成五年総理府令第九号）第五条

第二項第七号

四 廃棄物の最終処分場事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令（平成十年厚生省令第六十一号）第十六条第一項第三号カ

五 動物の愛護及び管理に関する法律施行規則（平成十八年環境省令第一号）第十条の五第三項第十号及

び第十三条第九号

六 環境省関係鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律施行規則（平成

二十年環境省令第一号。以下「環境省鳥獣被害防止規則」という。）第二条第二項

（環境省関係構造改革特別区域法第三十四条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める省令の一部改正）

第四条 環境省関係構造改革特別区域法第三十四条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める省令（平成十五年環境省令第十三号。以下「環境省特区省令」という。）を次のように改める。

第二条中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に、「第二条第三項」を「第二条第七項」に、「生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害を防止する」を「ノヤギを管理する」に改める。

（環境省組織規則の一部改正）

第五条 環境省組織規則（平成十三年環境省令第一号）を次のように改める。

第二十条第四項第六号中「保護及び」の下に「管理並びに」を加える。

第二十五条の見出し及び同条第一項中「鳥獣保護業務室」を「鳥獣保護管理室」に改め、同条第二項中「鳥獣保護業務室」を「鳥獣保護管理室」に改め、「野生鳥獣の保護」の下に「及び管理」を加え、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改め、同条第四項中「鳥獣保護業務室」を「鳥獣保護管理室」に改める。

(地方環境事務所組織規則の一部改正)

第六条 地方環境事務所組織規則(平成十七年環境省令第十九号)を次のように改める。

本則(第八条第十二号を除く。)中「鳥獣保護法」を「鳥獣保護管理法」に改める。

第七条中第二十号を第二十一号とし、第十六号から第十九号までを一号ずつ繰り下げ、第十五号の次に次の一号を加える。

十六 国立公園における指定管理鳥獣捕獲等事業(鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号。以下「鳥獣保護管理法」という。))第七条の二第二項第五号に規定する指定管理鳥獣捕獲等事業をいう。以下同じ。)の実施に関すること。

第八条第十二号を次のように改める。

十二 第一種特定鳥獣保護計画（鳥獣保護管理法第七条第一項に規定する第一種特定鳥獣保護計画をいう。）に係る協議に関すること。

第八条中第三十三号を第三十八号とし、同条第三十二号中「保護及び」の下に「管理並びに」を加え、同号を同条第三十七号とし、同条中第十九号から第三十一号までを五号ずつ繰り下げ、第十八号を第二十二号とし、同号の次に次の一号を加える。

二十三 国指定鳥獣保護区における指定管理鳥獣捕獲等事業の実施に関すること。

第八条中第十七号を第二十一号とし、第十六号を第二十号とし、第十五号を第十九号とし、第十四号を第十七号とし、同号の次に次の一号を加える。

十八 指定管理鳥獣捕獲等事業に関する実施計画（鳥獣保護管理法第十四条の二第一項に規定する実施計画をいう。）に係る協議に関すること。

第八条中第十三号を第十六号とし、第十二号の次に次の三号を加える。

十三 第二種特定鳥獣管理計画（鳥獣保護管理法第七条の二第一項に規定する第二種特定鳥獣管理計画をいう。）に係る協議に関すること。

十四 希少鳥獣保護計画（鳥獣保護管理法第七条の三第一項に規定する希少鳥獣保護計画をいう。）の策定に関すること。

十五 特定希少鳥獣管理計画（鳥獣保護管理法第七条の四第一項に規定する特定希少鳥獣管理計画をいう。）の策定に関すること。

附 則

（施行期日）

第一条 この省令は、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第四十六号。以下「改正法」という。）の施行の日（平成二十七年五月二十九日）から施行する。

（損害保険契約に関する経過措置）

第二条 第一条の規定による改正後の鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則（以下「新規則」という。）第十九条の二第二項第十四号及び第十九条の八第四号の規定の適用については、当分の間、第十九条の二第二項第十四号中「損害保険契約書の写し」とあるのは、「損害保険契約書の写し又は同号に規定する共済事業の被共済者であることを証する書類」と、第十九条の八第四号中「同じ。」

「とあるのは、「同じ。」又は共済事業（狩猟に関する事業を行う一般社団法人又は一般財団法人であつて保険業法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第三十八号）附則第二条第七項第一号ホ(7)に規定する認可特定保険業者が行う共済事業をいう。以下この号において同じ。）」と、「被保険者」とあるのは、「被保険者又は被共済者」と、「申請者が」とあるのは「損害保険契約にあつては申請者が」と、「に係る損害保険契約」とあるのは「に係る損害保険契約又は共済事業」と、「保険金額」とあるのは「保険金額又は給付額」と、「複数の損害保険契約」とあるのは「複数の損害保険契約又は共済事業」と、「各損害保険契約」とあるのは「各損害保険契約又は共済事業」とする。

（様式に関する経過措置）

第三条 この省令の施行の際現にある第一条の規定による改正前の鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則の様式により使用されている書類等は、新規の様式によるものとみなす。

（環境省特区省令の一部改正に伴う経過措置）

第四条 この省令の施行の際現に第四条の規定による改正前の環境省特区省令第二条の規定により改正法による改正前の鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第二条第三項の狩猟鳥獣とみなされているノヤギ

は、改正後の環境省特区省令第二条の規定により改正法による改正後の鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第二条第七項の狩猟鳥獣とみなされているノヤギとみなす。

(検討)

第五条 環境大臣は、この省令の施行後おおむね三年以内に新規則第十三条の六から第十三条の八まで及び第十九条の二から第十九条の十三までの規定について所要の検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(環境省特区省令等の一部改正)

第六条 次に掲げる省令の規定中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則」に改める。

一 環境省特区省令第二条の見出し

二 環境省関係道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律施行規則(平成十九年環境省令第二

号)本則

三 環境省鳥獣被害防止規則第一条(見出しを含む。)及び第二条の見出し